

2018年12月号
(2018/12/10)

四谷大林税理士法人だより



— 目次 —

- 平成30年12月の税務
- 来年には法規制？ふるさと納税をめぐる動き

四谷大林税理士法人

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町
12番3号
四谷大林ビル

TEL : 03-3225-6570
FAX : 03-3225-6571

E-MAIL:
info@yogrp.jp

いつもお世話になっております。

街路樹の落葉が歩道や車道に舞い散る季節になりました。

秋から冬へ、季節の流れは早いものですね。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

「助成金」、「補助金」ってなに？

1. 簡単にいえば、下記のような違いがあります。

- 1) 「助成金」は、主に厚生労働省が管掌している雇用に関連した支援金の事です。
 - ・雇用保険に加入している事業所で要件を満たしていればお金が支給されます。
 - ・融資と異なり、返済が不要なお金です。
- 2) これに対して、「補助金」は採択件数や金額が予め決まっているものが多く、申請したからといって、必ずしも受給できるわけではありません。申請が30社に対し、採択予定件数が10社であれば、20社は審査で落ちてしまうことになります。

以上から要件さえ満たせば、採択されやすい「助成金」につき、もう少し詳しくご説明します。

2. 助成金の特徴

大きく分けてふたつの特徴があります。

- 1) 「要件を満たしていれば返済不要のお金が支給される」ということです。
- 2) ふたつ目は「会社の信用に繋がる可能性がある」ということです。

なぜ、会社の信用に繋がるのでしょうか？

助成金の財源は皆様が支払う雇用保険によって賄われています。雇用保険を使っているので、労働関係の法令に違反がないということが、「助成金が支給される絶対条件」です。

すなわち、助成金を受給できる事業所は、労働関係の法令に違反がなく、厚生労働省が認めた事業所となるわけで、助成金を受給することで、「労働環境が良い会社である」という証明になるわけです。

3. 助成金の活用

経営に助成金を積極的に活用してみませんか？

厚生労働省管掌の助成金だけでも約50種類もあり、それぞれ様々な要件があります。当法人では、多くのノウハウの蓄積があります。例えば、従業員を雇用する際あるいは教育する際には助成金の活用をご検討してみませんか。

ご相談をお待ちしております。

なお、ご利用いただきたい「助成金」の詳細をホームページでご紹介していますので、ご参考にしてください。

HP : <https://yogrp.jp>

<税務/会計ピックアップ>

来年には法規制？ふるさと納税をめぐる動き

◆年末の恒例になりつつあるふるさと納税

そろそろ年末の足音も聞こえてきました。来年は消費税増税・軽減税率導入・年号改正等、身近な税や制度について大きく変更がある予定となっています。

その中の1つに「ふるさと納税」があります。ここ数年、大きなうねりとなってすでに国民の認知度は高くなっていますが、過剰な返礼品競争の末、ついには総務省が「来年より法規制をする」という方針を示しました。

◆今は「高すぎるもの」も見逃されている

平成30年4月には、ふるさと納税は「返礼品の価値は寄附額の3割にしてください」という総務省の「要請」が出ていますが、法的拘束力がなく、逆に3割以上の返礼率を持つ自治体に人気が集まる結果となりました。総務省は調査を踏まえて「見直しが必要である自治体」を公表したのですが、「それだけお得な自治体」ということで逆に、拍車を掛けたという事は否めません。何故発表したのか疑問です。

◆来年法規制……という事は今年は何？

平成30年9月、総務省はふるさと納税の返礼品について、規定外のもの扱った自治体に対し、ふるさと納税制度から外す事も視野に入れ、来年度から制度の見直しを行うという発表をしました。

これにより、来年4月以降はより一層ふるさと納税の規制が進むとして、現在駆け込み需要が過熱しています。ある自治体では、返礼率が高い上に使い勝手が良い「Amazonギフト券」を総務省の目に付きにくい土日祝日のみサイトに出す等、ゲリラ戦術の様相も呈しています。

◆配偶者特別控除絡みで上限にはご注意を！

ふるさと納税は自己負担が2,000円で返礼品が貰えるお得な制度ですが、今年の自己負担が2,000円で済む寄附の上限は、今年の収入・所得・控除によって決まります。今年は配偶者特別控除の変更があり、去年と同様の収入・控除ですと控除限度額が下がる方もいらっしゃいます。計算シミュレーション等で確認しましょう。

※自由入力欄(この文字を消し、顧問先へのひとことなどを記入ください)